

## **第2章 災害予防計画**



## 第1節 防災組織整備計画

### 第1 市の防災組織

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	所管各機関

#### 1 市防災会議・市災害対策本部

防災会議及び災害対策本部の運営については、関係機関及び市各部等の相互連携並びに各職員等への周知に努めるとともに、地域防災計画修正については、市や他市町村の災害対応事例に照らした点検・検証を行い、必要に応じて、関係条例・要綱等に反映させる。

#### 2 市町村間の相互応援

災対法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。

【資料編】48 応援協定  
50 条例・規則等

### 第2 公共的団体等との協力体制の確立

市担当部課	所管各部
関係機関	所管各機関

市及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。

### 第3 自主防災組織の整備

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、 <u>消防本部</u>
関係機関	

市（市長公室、消防本部）は、自主防災組織の連携強化を図り、防災力の向上を図る。

#### 1 組織化の推進

市（市長公室）は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど、既存の地域コミュニティを生かした単位にする。
- (2) 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、事業所防災組織との連携を図る。

## 2 活動の充実・強化

市（市長公室・消防本部）は、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担うリーダーの育成、防災訓練実施等の支援に努めるとともに、防災資機材の整備助成を行う。また、既存組織の活動の活性化に関し、各種資料の提供等組織への支援・助言、モデル組織の設置等を推進する。

### ■自主防災組織の活動内容

#### 〔平常時〕

- ◇災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティ意識の醸成
- ◇日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ◇情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ◇消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

#### 〔発災時〕

- ◇初期消火の実施
- ◇情報の収集・伝達
- ◇救出・救護の実施及び協力
- ◇集団避難の実施
- ◇炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ◇災害時要援護者の安全確保等
- ◇避難所の自主的な運営（市が避難所を運営する場合は運営の協力）

## 3 自主防災組織のネットワーク化

大規模災害発生時には広範囲での被害が想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に協力しあえる体制を築いておく必要がある。  
このため、自主防災組織間の連携を図るためのネットワーク化を推進する。

【資料編】29 市内自主防災組織一覧表

## 第4 民間防火組織の整備

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、県と連携し、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

### ■民間防火組織の組織対象、活動内容

区分	組織対象	主な活動内容
幼年消防クラブ	幼稚園児・保育園児	施設見学、防火教室等を通じた消防知識の習得
少年消防クラブ	小・中学生	消防訓練、救急法訓練、救助訓練などの消防に関する知識や技術の体験学習
婦人防火クラブ	主に家庭の主婦等の女性	地域における火災予防思想の啓発、初期消火・避難・救護等の防災活動

## 第5 事業所等の防災組織の整備

市担当部課	消防本部予防課、 <u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

### 1 一般企業

市（消防本部）は、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

### 2 施設内の防災組織の育成

市（消防本部）は、学校、病院及び市立文化センター等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

### 3 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

市（消防本部）は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスの特殊性から関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導・助言を行う。

### 4 事業所内の防災組織の育成

市（消防本部）は、自衛消防隊等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。また、地元地域への貢献という観点から事業所と協議の上、地域における自主防災組織の一員として位置づけ、住民による自主防災組織との連携を図る。

### 5 関係機関との協力体制の確立

市（市長公室等）は、以下に掲げる機関との協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員、日赤奉仕団
- (2) 農業商工関係団体
- (3) 校区連絡会、P T A、自治会、婦人会及びその他の市民団体
- (4) 医師会等

## 第6 ボランティア等の活動環境の整備

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	熊谷市社会福祉協議会

### 1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

市（市長公室）は、県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

### 2 登録ボランティア制度の活用

市（市長公室）は、住民に対し、県の防災ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

また、以下に示す災害救援専門ボランティア等の県による派遣受入体制を整備する。

区分	登録主体	専門分野
災害救援専門ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアコーディネーター</li> <li>・心のケア</li> <li>・乳幼児保育</li> <li>・<u>介護</u></li> <li>・手話通訳</li> <li>・外国語通訳</li> <li>・情報、通信</li> <li>・土木、建築</li> </ul>
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見<u>及び行政等への連絡</u></li> <li>・土砂災害に関する知識の普及活動</li> <li>・土砂災害時の被災者の援助活動</li> </ul>
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物の応急的な危険度判定</li> <li>・被災宅地の応急的な危険度判定</li> </ul>

### 3 企業・事業所の協力体制の確立

市（市長公室）は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、登録企業による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。

【資料編】30 埼玉県地域防災サポート企業登録事業者（熊谷市内対象活動事業者）

## 第2節 災害情報体制の整備

### 第1 情報通信設備の安全対策

市担当部課	総務部庶務課、 <u>市長公室</u> 危機管理室、所管各部
関係機関	埼玉県電気工事工業組合

#### 1 非常用電源の確保

市は、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

#### 2 地震・浸水等に対する備え

市は、情報通信に係る各種機器・設備には転倒防止措置を施すとともに、浸水のおそれのある場合は、止水板設置等浸水防御措置の実施若しくは浸水のおそれのない場所へ移設する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

#### 3 システムのバックアップ

市は、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

### 第2 情報収集伝達体制の整備

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

市（市長公室）は、災害発生時に、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時から、次のような情報収集・伝達の体制の整備・拡充を図る。

#### 1 有線・無線電話設備の整備

災害に関する情報連絡等を行う有線・無線電話設備の機能を維持するため、整備・拡充を図るとともに、電話設備等の周辺施設の耐震化、機器の転倒防止及び予備電源や充電設備の確保を図る。また、災害時優先電話の増設及び衛星携帯電話の整備を行い、通信の確保に努める。

#### 2 防災行政無線等の整備・拡充

災害に関する情報の収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

##### (1) 防災行政無線（固定系・移動系）の整備

災害時の各種情報の伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線の整備・充実を図る。

現在の市庁舎及び分庁舎に設置されている無線局はアナログ方式であり、受信局を含めて経年劣化による維持管理面での負担が課題となっている。

近年の大規模災害の教訓により、今後、画像等のデータ伝送など通信ニーズへの対応が必要であることから、双方向通信やデータ伝送に優れるデジタル方式に計画的に移行する。

##### (2) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

国が緊急地震速報や武力攻撃情報など、すぐに対処しなければならない事態が発生した場合に、人工衛星と防災行政無線を利用して瞬時に警報などを伝えるシステムであり、この活用により、住民への情報伝達手段の充実を図る。

### (4) 新たに開発される通信システムの活用

通信システムの高度化に伴い、新たに開発される通信システムの動向を把握し、導入について検討する。

## **3 通信手段の多様化**

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線通信システムの整備について検討を進める。

また、市民に対しては、避難情報、安否情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話(携帯電話を含む。)、テレビ、ラジオ等を活用するほか、アマチュア無線やタクシー無線との連携、ホームページへの掲載や電子メール送信システムの整備、無線網のデジタル化など、近年における情報通信技術の進展等を踏まえ、災害情報の伝達体制の高度化を図る。

【資料編】21 通信協定及び無線局

## **第3 情報処理分析体制の整備**

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

### **1 職員の情報分析能力の向上**

市（市長公室）は、各部において、災害時における限られた情報をもって災害の全体像を把握し得るよう職員の情報分析能力の向上を図る。

### **2 災害情報データベースの整備**

市（市長公室）は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースは、地理情報システム（G I S）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

## 第3節 建築物・施設等の耐震性向上

### 第1 建築物等

市担当部課	都市整備部 <u>建築審査課</u> 、建設部 <u>營繕課</u>
関係機関	熊谷県土整備事務所

市は、熊谷市建築物耐震改修促進計画（平成21年3月策定）に基づき、建築物の耐震化を計画的に進める。この計画により、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図るなど、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するための対策を講ずる。

#### 1 公共建築物等

市（建設部）は、市庁舎等の市有建築物をはじめ防災上重要な建築物等の地震対策上の重要度を勘案し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について、引き続き耐震診断を行い、必要な場合は耐震改修・建替え等を行う。

#### 2 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市（都市整備部）は県と連携し、そのための助言、指導、支援をおおむね以下のとおり行う。

- (1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定
- (2) 耐震化に関する相談窓口の設置
- (3) 木造住宅耐震診断及び改修助成、木造住宅無料簡易診断の実施
- (4) 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する普及啓発
- (5) 建築士団体・建設業団体等に対する協力要請
- (6) 緊急輸送道路沿線等における既存建築物の耐震化指導、助言及び助成制度の検討

#### 3 窓ガラス等の落下防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため以下の対策を講じる。

- (1) 繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物所有者又は使用者に対する調査実施指導
- (2) 建築物所有者又は使用者に対する落下防止対策の重要性の啓発
- (3) 落下のおそれのある建築物について、その所有者又は使用者に対する改修指導
- (4) 緊急輸送道路沿線等における落下対象物の実態把握及び必要な場合の改修指導

#### 4 ブロック塀の倒壊防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

- (1) 市街地内のブロック塀の実態調査及び倒壊危険箇所の把握
- (2) ブロック塀の安全点検及び耐震性確保の重要性の啓発
- (3) 危険なブロック塀に対する改修及び生垣化等の奨励・助成
- (4) 緊急輸送道路等に面するブロック塀の実態把握及び必要な場合の転倒防止のための指導、助言又は勧告

## 5 自動販売機の転倒防止対策

市（都市整備部）は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の転倒を防止するため以下の施策を推進する。

- (1) 自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発
- (2) 緊急輸送道路等に面する自動販売機の実態把握
- (3) 必要な場合の転倒防止のための指導、助言又は勧告の促進

## 第2 ライフライン施設

市担当部課	建設部下水道課、水道部工務課
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力株、東京ガス株、東日本電信電話株、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

### 1 電気・ガス・通信設備施設

#### (1) 電気施設

電力事業者は、地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の措置を講ずる。

#### (2) ガス施設

ガス事業者は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう万全を期する。

#### (3) 通信設備

東日本電信電話株は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル171等電話幅輻回避のためのサービスのPRに努める。

なお、重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

### 2 上水道施設

市（水道部）は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管について耐震性を有するダグタイル鋳鉄管に布設替えをする等配水管の耐震化及び浄水施設等の「耐震化計画」を策定し、それに基づいて耐震化対策を実施する。

また、基幹となる設備について、非常用自家発電設備により停電時に備える。

### 3 下水道施設

市（建設部）は、各施設について耐震診断等を行い、耐震化を進めるとともに、管路についても緊急性の高い管路から優先的に耐震化を進めるなど地震災害に備える。

あわせて、下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレの整備、再生水の消防水利活用などの施策について、検討する。

なお、大雨による家屋等への被害防止のための、雨水排除対策として、荒川第2排水区及び別府排水区の雨水幹線整備を引き続き進める。

### 第3 交通施設

市担当部課	建設部維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)

#### 1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限に止めるよう、各施設ごとに万全の予防措置を講じるとともに、これらの定期的メンテナンスを行う。

また、自然災害時及び事故発生時において人命救助最優先の活動及び速やかな復旧活動を行えるよう、日ごろからハード、ソフト両面にわたる総合的な応急対策体制を整備強化する。

#### 2 道路施設

道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については、架け替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進める。

【資料編】2 市道及び橋梁の状況

### 第4 河川、ため池

市担当部課	産業振興部農地整備課、建設部河川課
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、大里用水土地改良区

#### 1 河川

河川管理者は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地（堤防の居住側）に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の工事を実施するとともに、河道改修及びしづんせつ等を実施し、水害発生を未然に防ぐことに努める。

また、高規格堤防整備事業を推進するため、引き続き荒川及び利根川の沿川市町村と連携していく。

#### 2 ため池

市（産業振興部）は、県と連携し、土地改良区等ため池管理者の協力のもとにため池の実情を把握し、必要に応じ改修、補強等の措置を図るよう指導する。特に老朽化したため池については、速やかに施設の補強、改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう指導する。

## 第4節 防災都市づくり

### 第1 防災に配慮した計画的な土地利用

市担当部課	都市整備部都市計画課
関係機関	

#### 1 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

市（都市整備部）は、市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスター・プランの見直しなどに合わせて、都市における防災の予防に関する施策を検討し、防災に配慮した計画的な土地利用を誘導し、安全で快適な防災都市づくりを進める。

#### 2 土地利用の適正化

市（都市整備部）は、都市計画法などの個別法を有機的に活用して、土地利用の適正な規制を行う。

### 第2 市街地の整備等

市担当部課	都市整備部都市計画課、土地区画整理事務所、農地整備課、所管各課
関係機関	

市は、関係機関と協力して次の対策を行う。

#### 1 市街地再開発事業等の推進

既成市街地の再整備や新しい市街地の建設により、良好な市街地環境の形成と都市機能の増進を図るとともに、都市機能の更新や都市の防災性の向上を図り、安全で快適に、又安心して暮らせるよう土地区画整理事業などの市街地開発事業等を進める。

#### 2 地籍調査の推進

市は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

### 第3 不燃化等の促進

市担当部課	都市整備部都市計画課、 <u>建築審査課</u> 、消防本部予防課
関係機関	

#### 1 防火・準防火地域の指定

市（都市整備部）は、市街地における延焼火災の危険性を軽減するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導する等、今後用途地域の見直しにあわせて、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討する。

#### 2 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条第1項に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域（屋根不燃化区域）が市街化区域のうち、防火地域及び準防火地域以外の区域において指定されている。

引き続き、木造建築物等の屋根の不燃化を促進する。

### 3 建築物の防火上・避難上の各種指導

市（都市整備部、消防本部）は県と連携して、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。また、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

## 第4 オープンスペース等の確保

市担当部課	産業振興部農地整備課、都市整備部公園緑地課、建設部道路課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

### 1 公園の整備

公園は、市民のレクリエーションやスポーツの場として、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、震災時における延焼防止機能、避難地としての救援救護拠点機能を併せ持っている。

市（都市整備部）は、今後も都市公園の新設、既設公園の再整備を図るとともに、震災時の避難地あるいは仮設住宅用地となることを想定し、水の確保、夜間照明の設置などの災害応急対策施設の整備を行う。

### 2 緑地・農地の保全

農地は、遊水機能を有し、被災者への食料供給等防災上も重要な役割を担っている。特に市街化区域内農地は緑地とともに、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸・用水路・ため池等の農業用施設は消防水利活用など重要な役割が期待される。

市（産業振興部）は、今後も農地・緑地の保全等を推進する。

### 3 道路の整備

市（建設部）は、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を持った道路を計画的に整備する。

#### 【資料編】4 公園整備状況一覧

## 第5節 地盤災害の予防

### 第1 軟弱地盤地域の安全措置

市担当部課	市長公室危機管理室、都市整備部 <u>建築審査課</u> 、環境部環境政策課
関係機関	熊谷県土整備事務所

市は、関係機関と連携して次の対策を行う。

#### 1 液状化対策

地震被害想定調査をもとに、危険度分布予測をはじめとする調査研究結果の周知徹底を図るとともに、建築確認申請時に適切な液状化対策工法を指導する。

#### 2 地盤沈下

広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制する。

### 第2 宅地等の安全対策

市担当部課	都市整備部都市計画課、 <u>建築審査課、開発審査課</u>
関係機関	熊谷県土整備事務所

#### 宅地造成地

市（都市整備部）は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、造成地に発生する災害を防止する。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

【資料編】41 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

## 第6節 地震火災等の予防

### 第1 地震に伴う住宅からの出火防止

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、次の出火防止対策を行う。

#### 1 一般火気器具からの出火防止

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図るとともに、管理点検の徹底を図る。
- (3) 停電後の電気復旧に伴う火災防止のため、過熱防止機能等の普及を図るとともに、避難する場合はブレーカを落とすことなどの普及啓発を図る。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

#### 2 化学薬品からの出火防止

混合混融による出火の危険のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。また、自然発火性の化学薬品は、火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

### 第2 初期消火体制の充実

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、消防本部予防課
関係機関	

市（市長公室、消防本部）は、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所（自衛消防隊等）、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

### 第3 危険物取扱施設の安全化

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	熊谷保健所

市（消防本部）は、危険物取扱施設を所管する関係機関と連携し、施設の安全性に関する実態把握に努めるとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する安全化の普及啓発を図る。

## 第7節 市民の防災意識の啓発等

### 第1 防災意識の啓発

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

市（市長公室）は、市民が災害に強い地域づくりの担い手として、次の役割を果たすよう市民の防災意識の啓発に努める。

#### 〔平常時の役割〕

- ◇防災に関する学習
  - ◇火災の予防
  - ◇防災用品、非常持出品の準備
  - ◇1日分の飲料水及び食料の備蓄 （アレルギー等に対応したものを各自で準備する）
  - ◇生活必需品の備蓄
  - ◇家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
  - ◇ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
  - ◇震災時の家族同士の連絡方法の確認
  - ◇県や市の実施する防災訓練への参加
  - ◇近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
  - ◇住宅の耐震化
- 〔災害時の役割〕
- ◇初期消火
  - ◇避難時には電気のブレーカを切り、ガスの元栓を閉める。
  - ◇自主防災活動への参加、協力
  - ◇避難所でのゆずりあい
  - ◇県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
  - ◇風評に乗らず、風評を広めない。

### 第2 防災知識の普及

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

#### 1 防災知識の普及内容

市（市長公室）は、すべての市民が「自らの身は自ら守る」上で、必要となる防災知識は以下のとおりとし、その普及に努める。

- ◇災害の種別、特性、一般的知識
- ◇災害対策基本法及び関連法の主旨
- ◇災害時における心得
- ◇防災計画の概要
- ◇被害報告及び避難の方法
- ◇過去の災害の状況
- ◇災害復旧時の生活確保に関する知識

## 2 防災知識の普及方法

市（市長公室）は、防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ◇インターネット、新聞、テレビ、ラジオ
- ◇市報、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- ◇ビデオ等の制作活用
- ◇立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ◇県防災学習センターへの参加促進
- ◇講習会、講演会、座談会等の開催

## 第8節 防災教育

市担当部課	総務部職員課、 <u>市長公室</u> 危機管理室、教育委員会学校教育課
関係機関	<u>荒川北縁水防事務組合</u> 、 <u>大里郡利根川水害予防組合</u>

### 1 防災に従事する職員に対する教育

市（市長公室、総務部）は、防災に従事する職員に対し、防災に関する豊富な知識と適切な判断力を養うため、次に示すような防災教育を行う。

#### (1) 市職員

##### ア 危機管理・防災ハンドブックの作成・配布

災害時の行動を的確に行うために、災害時の任務や防災知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを作成・配布し、周知を図る。

##### イ 防災士等防災関連資格の取得の奨励等

県主催の研修会・講演会へ職員を派遣するのをはじめ、防災士等防災関連資格の取得を奨励する。

##### ウ 防災機器操作の習熟等

通信機器、浄水器、仮設トイレ等の機材の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

#### (2) 水防

水防業務に従事する団（職）員に対して、水防計画及び実務に対する講習会、研修会等の実施又はその指導を行う。

### 2 学校及び事業所等における防災教育

市（教育委員会、市長公室）は、学校及び事業所等においては、次に示すような防災教育を行う。

#### (1) 学校教育

学校の教育活動全体を通じて、地域の災害環境、児童・生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。

◇災害発生の原因

◇避難その他の防災措置の方法の習得

◇緊急地震速報を利用した避難訓練

◇災害時要援護者の支援

◇「自分の身、自分の家族、自分の地域は自分たちで守る」自主防災意識

◇その他必要な事項

#### (2) 事業所等における防災教育

県と連携し、事業所や病院、社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者が、地域における社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施するよう支援する。

## 第9節 防災訓練

### 第1 総合防災訓練

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	所管各機関

市（市長公室）は、関係機関と協力して、大規模な災害の発生を想定して、災害後の対策を総合的に行う防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

#### 1 実施方法

災対法第47条に基づき、災害予防責任者（市長）が実施する。

また、訓練は、原則として、9月1日の「防災の日」又は必要と認めるときに行う。

#### 2 実施内容

総合防災訓練は、県、市、防災関係機関、住民及び事業所等が合同して、以下のとおり実践的な各種訓練を実施する。

- (1) 情報収集伝達訓練
- (2) 現地合同対策本部設置訓練
- (3) 広報、避難誘導訓練
- (4) 交通規制、道路復旧訓練
- (5) 負傷者救急救護訓練
- (6) 救助救出及び消火訓練
- (7) バスによる輸送訓練
- (8) 救援物資輸送及び搬送訓練
- (9) ライフライン復旧のための合同訓練
- (10) 住民災害対応合同訓練（救助及び医療救護訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練、給水訓練、仮設トイレ設置訓練）
- (11) 防火帯設定訓練
- (12) その他必要な訓練

#### 3 図上防災訓練

総合防災訓練は、災害類型、態様を想定し、図上防災訓練として行うことができるものとする。実施内容は、上記に準ずる。

#### 4 災害時事務分掌における協働体制の強化

災害時事務分掌において構成する班内及び班相互での各課の連携及び協働体制を強化するため、役割分担の明確化等を図り、訓練を実施する。

### 第2 個別訓練

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、各行政センター、消防本部警防課、所管各部
関係機関	大宮国道事務所、利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整

市及び関係機関は、県の支援を受けて地域防災環境特性に即した防災実務の習熟と実践的能力のかん養、また関係機関・公共的団体等との連携と防災体制の実践的整備強化に資するとともに、災害時要援護者等への配慮の重要性、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を加味した個別訓練を以下のとおり実施する。

## 1 水防訓練

水防訓練は、各水防管理団体が水防計画に基づき関係機関の協力を得て行う。  
なお、訓練は、出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

## 2 消防訓練

消防訓練は、市消防計画に基づき実施する。  
なお、訓練の種類は、基礎訓練、火災防御訓練、水災訓練、救助・救急訓練とする。

## 3 避難訓練

### (1) 防火対象物

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

### (2) 児童・生徒等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

### (3) 災害時要援護者等

市は、住民、団体、企業等が行う災害時要援護者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報等の必要な支援を行う。

## 4 非常参集訓練

災害時の迅速な職員招集と、実践的な参集手順作成・習熟のため、隨時非常参集訓練を実施する。

## 第3 訓練の検証

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、所管各部
関係機関	所管各機関

市は、訓練の計画に際して実災害を想定するとともに、事後の評価及び検証を行う。  
なお、評価及び検証の方法は、意見交換会、アンケート、専門家による助言等とし、地域防災計画・マニュアル等の見直し資料、次期の訓練計画の参考資料として活用する。

## 第10節 調査研究

### 第1 基礎的調査研究

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	

市（市長公室）は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

### 第2 震災対策に関する調査研究

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、消防本部警防課、所管各部
関係機関	

市は、県の支援を受けて、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検に取り組むよう努める。

なお、調査等にあたっては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等を参考に、地震発生の季節条件や時間条件を考慮して各種被害を想定した実践的な震災対策を検討するよう努める。

調査研究の分野は、次のとおりである。

分 野	内 容
地震火災対策に関する調査研究	大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機能等に関する調査研究
避難住民の安全確保に関する調査研究	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、防災拠点の連携、広域応援の受入、一部業務の団体・事業所への委託等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究	適切な対策を行うために効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究

## 第 11 節 災害に備えた体制整備

### 第 1 防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、建設部道路課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、(社)埼玉県建設業協会

#### 1 防災活動拠点の整備

市（市長公室）は、災害時の活動を効果的に行うため、本部としての防災中枢拠点、本部と適切に連携を図り臨機応変な対策実施のための防災地区拠点等の施設を指定し、地震や洪水発生時にも機能し得るよう防災機能の整備を進める。また、地区救援救護拠点としての機能を高めるため、各小学校の余裕教室等に防災資機材等を配置し備蓄を進める。

区分	指定施設	活動拠点の役割上必要となる機能		
		非常時通信	資機材等備蓄	被災者収容
防災中枢拠点	熊谷市役所	◎	◎	—
防災地区拠点	妻沼庁舎	◎	◎	—
	熊谷西高等学校	○	○	○
	熊谷スポーツ文化公園	○	○	△
	熊谷東中学校	○	○	○
	吉岡中学校	○	○	○
	大里庁舎	◎	○	—
	江南庁舎	◎	○	—
地区救援救護拠点	各小学校	○	◎	○

注)◎:特に望ましい機能、○:望ましい機能、△:望ましくない機能

#### 2 緊急輸送ネットワークの整備

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、被害想定結果や地域の現況等に基づき、防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

##### ■防災拠点

県本庁舎・地域機関庁舎、市町村庁舎、指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の庁舎・事務所等、防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）、県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点、広域避難場所、臨時ヘリポート、着岸施設（河川）

市（市長公室、建設部）は、県の計画を踏まえて、以下の対策を行う。

##### (1) 市による緊急輸送道路の指定

効率的な緊急輸送を行うため、ハザードマップや地域の現況等に基づいて、あらかじめ県に準じて緊急輸送道路を選定・指定する。

##### (2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画

で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

また、緊急輸送道路の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

### (3) 応急復旧資機材の備蓄

平常時から、応急復旧資機材の整備を行うとともに、(社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

※関東地方整備局は、災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備中である。

### 【資料編】45 緊急輸送路網図

## 第2 消防力の充実強化

市担当部課	消防本部警防課
関係機関	

### 1 消防資機材の整備

消防本部、消防署、分署は、消防ポンプ車等の日常火災に対する資機材を整備しており、今後、震災対策として有効な電源車、重機等、水害対策として有効な水難救助車、舟艇等の整備を進める。

消防団は、必要な消防資機材を整備する。

### 2 消防水利等の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。市は、これまで防火水槽等の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性防火水槽の整備や、ビルの保有水の活用、河川・ため池・水路やプール等の活用等を検討する。

### 3 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化やサラリーマン化により、団員数は年々減少傾向にある。市は、消防団活性化総合計画を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進及び機能別団員制度の採用並びに福利厚生の充実等により、消防団の活性化とその育成を進める。

### 4 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時の救急救助活動に備え、救助用資機材及び救急・救命救護用資機材を整備する。  
また、救急救助訓練を行って、迅速かつ的確な救急救助体制の確立を図る。
- (2) 消防団員及び自主防災組織等に対する救急・救助訓練を行い、地域における迅速かつ的確な初動救急救助体制の確立を図る。
- (3) 消防団員の活動における安全確保のため、避難誘導や救助等などについて、消防団員を対象としたマニュアルの作成に努める。

(4) 高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

## 5 傷病者搬送体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時において、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送することができるよう、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう災害時医療情報体制を確立する。
- (2) 震災により道路が被害を受けた場合を含め、あらかじめ地域ごとにおおよその搬送順位、搬送経路を検討する。
- (3) ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立する。
- (4) 大規模災害時には、多発外傷、挫滅性症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

## 6 消防救急無線の整備

平成15年10月16日「電波法関係審査基準の一部改正」が行われ、現在の消防用無線局の周波数を150MHz帯から260MHz帯のデジタル方式に移行しなければならない。

これに伴い、市（消防本部）は、新たに消防救急デジタル無線設備の整備を行い、次の体制を確立する。

- (1) 災害事案に対しての必要情報のデータ転送等により、確実かつ効率的な支援体制を整備する。
- (2) 無線チャンネルの増加により、大規模災害等においての円滑な無線運用の確立を図る。
- (3) 一般無線機からの傍受が不能となり、通信の秘匿性が向上することで、個人情報の流出防止を図る。

【資料編】18 消防車両一覧

19 消防施設の整備計画

20 消防水利状況

## 第3 医療救護対策

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、市民部健康づくり課
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会、県看護協会

## 1 初期医療体制の整備

- (1) 初期医療救護計画の策定

市（市長公室、市民部）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について、計画を定める。

- ア 救護所の設置
- イ 救護班の編成
- ウ 救護班の出動

## エ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

### (2) 自主防災組織等医療救護活動支援計画の策定

市（市長公室、市民部）は、地域の自主防災組織と協議し、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

## 2 後方医療体制の整備

市（市民部）及び関係機関は、救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者について、高度医療が可能な医療機関を後方医療機関として位置づけ、以下のとおり必要な体制整備を進める。

### (1) 後方医療機関

市域においては、救急告示病院、病院群輪番制病院及び県指定災害拠点病院を後方医療機関と位置づける。

### (2) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となる医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図り、後方医療機関としての機能確保に努める。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 水、食料の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

### (3) 情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市（消防本部）等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を進める。

## 3 透析患者等への対応

市（市民部）は、県、医師会、各地域の公的医療機関等と協議し、腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

【資料編】28 市内医療機関一覧

## 第4 避難対策

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、教育委員会
関係機関	北部教育事務所、熊谷警察署、病院等防災上必要な施設の管理者

## 1 避難計画の策定

### (1) 避難対策マニュアルの策定等

市（市長公室、教育委員会）は、震災時及び洪水時を想定し、要避難地域における避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

## (2) 防災上重要な施設における避難計画

病院、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及び百貨店その他防災上必要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

### ■避難計画策定上の留意事項

- ◇緊急地震速報及びはん濫情報等発表時の情報伝達要領
- ◇病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ◇高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食の実施方法等
- ◇高層ビル、百貨店、ショッピングビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ◇工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

## (3) 公立学校等

市（教育委員会）は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、県と連携し、私立学校等が公立学校等に準じて自主的に避難対策をたてるよう助言する。

## 2 広域避難場所等の選定、確保

市（市長公室）は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、次の基準によりあらかじめ広域避難場所を選定、確保する。

### ■広域避難場所選定基準

- ◇面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む。）
- ◇避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2m<sup>2</sup>以上とする。
- ◇要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- ◇木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ◇大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。（他に余地がなく、やむを得ない場合に限り降雨時は不可能な旨を周知した上で、河川敷は可とする。）
- ◇純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- ◇次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
  - ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
  - ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
  - ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

### 3 避難所の事前指定

市（市長公室）は、洪水時の避難所兼震災時の長期避難のための避難所として、以下のとおり避難所を事前指定する。

#### ■避難所指定上の留意事項

- ◇小学校等の公共施設を指定避難所に位置づけ、食料等の備蓄、仮設トイレ、救助救急のための資機材の整備を行う。
- ◇指定避難所のみでは収容困難な場合に、指定避難所に追加して確保される施設として、他の公共施設等を補助避難所に指定する。
- ◇災害時要援護者に配慮した避難所として、福祉避難所を指定する。
- ◇避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーや男女の差、その他生活環境が良好に保たれるよう配慮したものとなるよう努める。

### 4 避難路の選定、確保

市（市長公室）は、広域避難場所指定に伴い、市街地状況に応じて、次の基準で避難路を選定するよう努める。

#### ■避難路選定上の留意事項

- ◇避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- ◇避難路は、相互に交差しないものとする。
- ◇避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ◇避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ◇避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

- 【資料編】 42 避難地一覧  
43 避難所一覧  
44 福祉避難所一覧

## 第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、 <u>市民部</u> 、水道部
関係機関	県企業局、熊谷保健所、熊谷薬剤師会、 <u>熊谷市医師会</u>

### 1 給水体制の整備

#### (1) 給水計画の策定

- 市は、上水道施設の大規模な機能支障発生を想定した給水計画を策定する。
- ア 応急給水は、上水道が断水した世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。
- イ 1日当たり目標水量は、被災後の復旧作業の進展を見込み、以下のとおりとする。

#### ■給水量の目安

項 目	経過日数			
	第一次応急給水	第二次応急給水	第三次応急給水	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標応急給水水量	3ℓ／人・日	20ℓ／人・日	100ℓ／人・日	250ℓ／人・日

用　　途	生命維持に必要 最低限の水	調理、洗面など 最低生活 <u>水準</u> に 必要な水	調理、洗面及び 最低の浴用、洗 濯に必要な水	被災前と同様の 生活に必要な水
給水方法	備蓄水と給水車 などの運搬給水	運搬給水と応急 給水施設、地下 式給水栓での拠 点給水	一部は復旧した 水道管での給 水、その他拠点 給水の継続	復旧した水道管 での給水

ウ 給水拠点として、各浄水場及び配水場に遮断弁を設置し、配水池の水を確保する。また、地域により、必要に応じて、耐震性貯水槽や非常災害用井戸の整備を行う。

市民や企業が所有する井戸を災害時に水道施設が復旧するまでの間、生活用水として活用するための災害協力井戸の登録制度を整備する。

#### (2) 応急資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市（水道部）は、以下のとおり給水のために必要な応急資機材の備蓄並びに調達計画を策定するとともに、隨時更新及びメンテナンスを行う。

##### ■応急資機材の備蓄等留意事項

◇品目：給水タンク、給水車、ポリタンク、ポリ袋、非常用水袋、浄水装置

◇備蓄場所：各浄水場及び配水場、備蓄庫、中央公園

◇調達先：県、県企業局、日本水道協会埼玉県支部、水道事業関連業者・団体

#### (3) 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

#### (4) 市民・事業所への協力要請

市（市長公室）は、各家庭・事業所において、日ごろから災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水となる水として、浴槽等への貯水、雨水貯水等を奨励する。

## 2 食料・生活必需品の供給体制の整備

#### (1) 食料備蓄計画の策定

市（市長公室）は、次のような食料備蓄計画を策定する。

ア 食料の備蓄は、県、市、市民が行うものとし、地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」による1日後避難者数（約3万7千人）並びに災害救助従事者の3日分に相当する量を基本目標とする。

	県	市	市民	計
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分

イ 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとし、例示すると以下のとおりである。

主食品 … アルファ米、乾パン、クラッカー等

乳児食 … 粉ミルク、離乳食等

その他 … 保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

ウ 乳児や高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。

#### (2) 生活必需品備蓄計画の策定

市（市長公室）は、次のような生活必需品備蓄計画を策定する。

ア 備蓄は、県、市が行うものとし、地震被害想定調査で想定した「深谷断層による地震」による1日後避難者数のおおむね3日分に相当する量を基本目標とする。

イ 備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、間仕切りや、簡易トイレ・ウェットティッシュ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資等について備蓄する。

ウ 市（市長公室）は、被害想定等に基づく必要数量等を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定及び更新する。

#### (3) 食料・生活必需品調達計画の策定

市（市長公室）は、農業協同組合、大手スーパー、その他販売業者と物資調達に関する協定を結び、輸送業務を含めた供給体制について、協議し、食料調達計画を策定する。

#### (4) 集積地の指定

市（市長公室）は、県調達食料・生活必需品をはじめ広域的な物資調達受入のため、農業協同組合、大手スーパー、その他市内販売業者等協定締結業者と協議の上、必要と認める場合は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から物資集配所を定める。

#### ■物資集配所（候補）

区分	名称	所在地	最寄アクセス幹線道路
荒川北側地域	旧市立女子高校体育館	原島	国道17号、407号
	熊谷勤労者体育センター	石原	国道140号
	籠原体育館	籠原南	県道美土里町新堀線
荒川南側地域	立正大学体育館	万吉	県道ときがわ熊谷線

なお、その所在地、経路等については、あらかじめ県に報告しておくものとする。

### 3 防災用資機材の備蓄・調達

#### (1) 備蓄計画の策定

備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、各避難所及び広域避難場所の収容人員の計画値とする。市は、計画値に基づく必要量を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、備蓄計画を策定及び更新する。

#### ■備蓄品目の例

ろ水器、仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）、移送用具（リヤカー、自転車、バイク、担架、ストレッチャー、車椅子等）、道路・河川・上下水道などの応急復旧活動に必要な資機材、発電機、投光機、炊飯器、テント

#### (2) 防災用資機材調達計画の策定

市（市長公室）は、建設業者、造園業者、レンタル業者その他市内事業者等と防災用資機材調達に関する契約、協定を結び、本部及び各地区支部への供給体制について、輸送業務を

含め協議し、防災用資機材調達計画を策定する。

#### 4 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

##### (1) 備蓄計画の策定

市（市長公室、市民部）は、次のような医療救護資機材、医薬品の供給体制を整備する。

ア 備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安とする。

イ 備蓄品目は、災害用医療資機材セットと軽治療用医薬品とし、災害時の医療救護活動にあたる後方医療機関及び医師会・薬剤師会と協議の上整備し、更新する。

##### (2) 調達計画の策定

市（市長公室、市民部）は、医薬品卸売業者等とのランニング備蓄委託契約を行うとともに、厚生労働省、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行うなど医療救護資機材、医薬品の調達計画を策定する。

##### 【資料編】5 防災倉庫備蓄状況一覧

- 11 熊谷市所有資機材
- 12 水道施設及び給水用具一覧
- 48 応援協定

### 第6 帰宅困難者対策

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室
関係機関	東日本旅客鉄道、秩父鉄道(株)、 <u>熊谷警察署</u>

#### 1 帰宅困難者等への啓発

市（市長公室）は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

##### ■帰宅困難者への啓発

- ◇徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ◇災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。
- ◇大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路の確認や職場にリュックと歩きやすい靴を準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

##### 「徒歩帰宅の心得7カ条」

###### 〈留まる〉

- 1. 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2. 携帯も、ラジオも必ず予備電池

###### 〈知る〉

- 3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- 4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション

###### 〈帰る〉

5. 職場には、小さなリュックとスニーカー

6. 帰宅前には、状況確認

7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

また、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について PR する。

## 2 帰宅困難者支援のための広域的な連携

### (1) 熊谷警察署との連携

市(市長公室)は、震災時における熊谷駅等の帰宅困難者に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

#### ■熊谷警察署との連携事項

- ◇駅関係者と協力し、混乱防止措置として、誘導・整理等の対策を推進すること。
- ◇誘導・整理等を効果的に行うため、拡声器等の資機材を整備すること。

### (2) 鉄道事業者、その他事業所等への要請

市(市長公室)は、震災時における熊谷駅等の滞留者並びに職場や学校、あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等及び学生・生徒に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

#### ■鉄道事業者、事業所等への要請事項

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ◇施設の安全化          | ◇帰宅困難者対策計画の策定   |
| ◇水・食料や情報の入手手段の確保 | ◇災害時の水、食料や情報の提供 |
| ◇仮泊場所等の確保        |                 |

### (3) 関係団体等との連携

市(市長公室)は、熊谷駅等の滞留者対策、職場や学校、あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等及び学生・生徒の支援対策への協力について、市内関係団体・事業所等と協議し、万全を期する。

#### ■県における事業所・関係団体等との連携

- ◇埼玉県石油業協同組合との協定に基づくガソリンスタンドにおける情報提供、一時休憩スペースの提供
- ◇大手コンビニエンスストアチェーン等との協定に基づくコンビニエンスストアにおける情報提供、一時休憩スペースの提供
- ◇九都県市での広域的な取組として、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成配布、帰宅支援ホームページの運用等の普及啓発活動を実施
- ◇帰宅困難者対策の検証として、交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練などを実施することにより、啓発のほか、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

【資料編】24 帰宅困難者待機場所設置予定箇所一覧

## 第7 遺体の埋・火葬対策、防疫対策

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、市民部、環境部環境衛生課
関係機関	熊谷保健所

### 1 遺体の埋・火葬対策

市（市長公室）は、震災時に、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者・団体並びに他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

### 2 防疫対策

市（環境部、市民部）は、被害の程度に応じ迅速に防疫活動が行えるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。

- 【資料編】38 葬儀業者一覧
- 39 市内寺院一覧

## 第8 被災住宅対策

市担当部課	都市整備部 <u>建築審査課</u> 、建設部 <u>営繕課</u>
関係機関	

### 1 応急危険度判定実施体制等の整備

市（都市整備部）は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行うための運用体制の確立に努める。

### 2 応急仮設住宅の準備

#### (1) 用地選定

市（建設部）は、以下の基準に従い、市公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定しておく。

なお、私有地については、土地所有者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

#### ■応急仮設住宅建設用地の条件

- ◇飲料水が得やすい場所
- ◇保健衛生上適当な場所
- ◇交通の便を考慮した場所
- ◇住居地域と隔離していない場所
- ◇土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

#### (2) 設置及び供給計画

市（建設部）は、県と協議し、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

#### ■応急仮設住宅の設置計画

- ◇応急仮設住宅の着工時期
- ◇応急仮設住宅の入居基準
- ◇応急仮設住宅の管理
- ◇応急仮設住宅の構造及び仕様

- 【資料編】23 応急仮設住宅予定箇所一覧

## 第9 文教対策

市担当部課	福祉部保育課、教育委員会
関係機関	北部教育事務所

### 1 学校の災害対策

#### (1) 市（教育委員会）

- ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営協力マニュアル作成、応急教育計画策定をはじめとする事前対策を推進する。
- イ 教材用品の調達及び配給の方法について、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画する。
- ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導、支援する。

#### (2) 校長等

- ア 学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- イ 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。
  - (ア) 市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
  - (イ) 園児・児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
  - (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
  - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
  - (オ) 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

### 2 保育所の災害対策

市（福祉部）は、学校等の災害対策の例に準じて災害対策を行う。

## 第10 災害時要援護者の安全対策

市担当部課	総合政策部広報広聴課、 <u>市長公室</u> 危機管理室、福祉部、建設部維持課
関係機関	大里福祉保健総合センター、熊谷市社会福祉協議会、熊谷市国際交流協会

### 1 社会福祉施設入所者等の対策

#### (1) 施設管理者

- ア 地震対策、洪水対策を網羅した消防計画やマニュアルを策定し、施設職員及び入所者の周知徹底を図るものとし、県及び市はこれを指導する。
- イ 職員参集並びに安否情報収集伝達のための施設職員及び入所者の家族との緊急連絡網等を整備する。
- ウ 災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所へ誘導・移送するための体制を整備する。
- エ 施設間の相互支援システム確立に伴う他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。
- オ 通常の避難所では生活が困難な在宅の災害時要援護者の受入体制の整備を行う。
- カ 食料、防災資機材等を備蓄する。

- ◇非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（3日分）
- ◇飲料水（3日分）

- ◇常備薬（3日分）
- ◇介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（3日分）
- ◇照明器具
- ◇熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）
- ◇移送用具（担架・ストレッチャー等）

- キ 施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施する。
- ク 災害時において協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体、近くの中学校・高校・大学等並びに市との連携を図る。
- ケ 震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

## （2）市（福祉部）

- ア あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報、はん濫情報等の情報伝達体制の整備を図る。
- イ 地震対策、洪水対策を網羅した消防計画やマニュアルの策定及び施設職員・入所者への周知徹底を支援する。
- ウ 県と連携し、県内施設間の相互支援システムの確立を進める。
- エ 必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう助言する。

## 2 在宅の災害時要援護者の対策

市（福祉部）は、災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府、平成18年3月）に基づき、個々の災害時要援護者の避難支援体制の確立に努める。

### （1）在宅の災害時要援護者の把握

在宅の災害時要援護者の「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握する。

なお、「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等個人情報の記載あるものについては、その取扱に十分配慮する。

### （2）緊急通報システムの整備

市（福祉部）は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

### （3）災害時要援護者を考慮した施設、設備の整備

市（建設部）は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難施設の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

### （4）災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の整備

市（市長公室、福祉部）は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制が確保されるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努める。

### （5）効果的な救援・救護対策の整備

市（福祉部）は、災害時要援護者が必要としている救助内容を把握し、迅速で効果的な救

援・救護を実施できる対策を整備する。

(6) 防災教育及び訓練の実施

市（市長公室、福祉部）は、災害時要援護者に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、その介護者・地域住民に対し、災害時要援護者救援上の留意事項等に関する普及・啓発、災害時要援護者救助・救援訓練の実施に努める。

(7) 地域との連携

市（福祉部）は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確化し、日常から連携体制を確立しておく。この場合、社会福祉施設の有するサービス供給拠点機能、近隣住民、民生委員及びボランティアによる見守りネットワーク機能を活用し、災害時におけるきめ細かい支援体制とする。

(8) 相談体制の確立

市（福祉部）は、災害時要援護者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に対応できるよう日常から体制整備を行う。

また、市（市民部）は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保できるような体制づくりを行う。

### 3 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の所在の把握に努める。

(2) 外国人に配慮した防災施設、設備の整備

市（市長公室）は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進めるなど外国人にも分かりやすいものとなるよう努める。

(3) 防災教育及び訓練の実施

市（市長公室）は、外国人に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、外国人雇用事業者・地域住民に対し、外国人救援上の留意事項等に関する普及・啓発、外国人救助・救援訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（総合政策部）は、国際交流協会等関係団体、外国人雇用事業所等並びに市民に広く協力を呼びかけ、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

【資料編】47 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧表

### 第11 ヘリサインの整備

市担当部課	建設部営繕課、教育委員会教育総務課
関係機関	

災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、避難所となる小中学校の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を施設の補修等の機会をとらえ表示する。

## 第 12 節 水害予防計画

### 第 1 河川管理施設の整備

市担当部課	建設部河川課
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

市（建設部）は、県、国及び流域市町村と連携して、河川の改修（河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸、調節池の設置など）の促進を図る。

また、市が実施している準用河川の改修を推進し、流域全体としての洪水調節能力の整備を図る。

### 第 2 流域対策の推進

市担当部課	産業振興部農地整備課、 <a href="#">農業振興課</a> 、建設部河川課、下水道課、都市整備部開発審査課、 <a href="#">公園緑地課</a>
関係機関	熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

市（建設部、産業振興部、都市整備部）は、県、国及び流域市町村と連携して、流域開発の計画的誘導、保水・低地地域における雨水流出抑制対策（農地・緑地の保全、雨水利用促進など）の実施、遊水区域における盛土の抑制、内水排除施設の整備調整など流域管理を適切に行う。

また、今後も流域貯留浸透施設の設置を推進していく。

### 第 3 浸水想定区域の周知徹底等

市担当部課	<a href="#">市長公室</a> 危機管理室
関係機関	

市（[市長公室](#)）は、洪水予報河川（利根川、荒川）及び水位周知河川（埼玉県知事指定：利根川水系小山川・福川、群馬県知事指定：利根川水系石田川・蛇川）に指定されている河川について、市が作成した洪水ハザードマップにより、河川のはん濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。

### 第 4 水防体制の整備

市担当部課	<a href="#">市長公室</a> 危機管理室、建設部管理課、行政センター産業建設課
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市は、荒川北縁水防事務組合及び大里郡利根川水害予防組合の各構成市及び消防機関と連携して、水防体制の整備を図る。また、水防法に基づく水防管理団体として、荒川南側の水防体制の整備を図る。

また、河川や降雨に関する的確な情報収集、出水に対する迅速な対応が可能となるよう、埼玉県水防情報システム整備の早期完了を要請していく。

【資料編】26 水防団（消防団）担当区域

27 水防管理団体の所有する水防倉庫及び水防資機材整備状況一覧

## 第13節 土砂災害予防計画

市担当部課	市長公室危機管理室、都市整備部都市計画課、開発審査課、福祉部、大里行政センター部産業建設班、江南行政センター部産業建設班
関係機関	熊谷県土整備事務所

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

### 1 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために平成13年4月に施行された。

区分	定義
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じて住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

### 2 現況

市には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒として指定された箇所が15箇所ある。

### 3 土砂災害警戒区域における予防対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

イ 土砂災害警戒区域内の住民に対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

ウ 在宅における災害時要援護者の避難の支援は、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、情報（名簿、連絡体制等）を通常から把握し、具体的な避難支援計画を整備する。

エ 土砂災害区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。

【資料編】41 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

## 第14節 事故災害予防計画

### 第1 火災予防計画

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	大里農林振興センター

#### 1 火災予防

##### (1) 火災予防対策

###### ア 防火管理者制度の効果的な運用

市（消防本部）は、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人、社会福祉施設等10人）以上の防火対象物には必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

###### イ 予防査察指導の強化

市（消防本部）は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、規模等に応じて計画的な予防査察を行い、常に防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の把握に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に是正を図り、防火安全体制を確立する。

###### ウ 高層建築物、社会福祉施設等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理について指導徹底を図る。

###### エ 火災予防運動の実施

市（消防本部）は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、年2回春、秋に火災予防運動を実施する。

###### オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、県等関係機関及び発生地の消防団幹部による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

#### 2 林野火災予防

市（消防本部）は、次の林野火災予防対策を行う。

##### (1) 林野火災に強い地域づくり

###### ア 危険地域の把握

林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

###### イ 林野火災防御計画の策定

迅速かつ効果的な林野火災防御を行えるよう、空中消火戦術を含む林野火災防御計画を策定する。

###### ウ 火災巡視等

火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、入山者や火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(2) 林野火災防止対策の充実

林野火災の原因は、たき火、たばこなど、火氣の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図る。

## 第2 危険物等災害予防計画

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、消防本部予防課
関係機関	熊谷保健所、熊谷警察署

### 1 危険物

市（消防本部）は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、施設管理者に対し、以下のとおり保安体制の強化、適正な施設の維持管理、保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(1) 次により危険物施設の整備改善を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

ア 施設の管理に万全を期すため危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

### 2 高圧ガス

市（消防本部）は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

### 3 銃砲・火薬類

市は、銃砲・火薬類による災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

- (1) 猶銃・火薬類の製造・販売・貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

### 4 毒物・劇物

市は、毒物・劇物による災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

## 第3 放射性物質事故災害予防計画

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、 <u>消防本部</u> 、消防署、 <u>所管各部</u>
関係機関	北部地域振興センター、大里福祉保健総合センター、熊谷保健所、熊谷警察署

### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

市（消防本部）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

また、放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ市、警察、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、県と連携し、おおむね以下のとおり災害応急対策、災害復旧への備えを行う。

#### (1) 情報の収集・連絡関係

- ア 国、関係市町、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制とする。
- イ 収集した情報を的確に分析・評価するため、専門知識及び専門家に関するデータベースを構築する。

## (2) 災害応急体制の整備

- ア 取扱施設及び道路上における事故発生を想定したマニュアルを作成し、関係職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、関係職員への周知徹底を図る。
- イ 消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県・国及び市内関係事業所等との連携を図る。  
また、緊急消防援助隊に係る体制の強化及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）に関する役割分担の実施に努めるとともに、受援計画の周知徹底を図る。
- ウ 放射性物質事故災害が発生した場合の応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要とされる場合に備え、体制整備に努める。

## (3) 緊急被ばく医療体制の整備

- ア 放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等を有する市内外医療機関について、把握するとともに、連絡体制を整備する。
- イ 迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射線被ばく検査体制について、機材・スタッフを有する市内外医療機関等について、把握するとともに、連絡体制を整備する。
- ウ 放射線被ばく者の搬送先の広域的確保体制や、救急隊員等の二次汚染防止のための資機材、マニュアル等の整備を進める。

## (4) 放射線量等の測定体制の整備

放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

## (5) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水を備蓄し供給体制を整備するものとする。特に乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国・県等と連携を図り実施する。

## (6) 広報体制の整備

放射性物質事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

## (7) 防災教育・防災訓練の実施

- ア 応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

### ■放射性物質事故への防災教育

- ◇放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ◇放射線防護に関すること。
- ◇放射線による健康への影響に関すること。
- ◇放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- ◇放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ◇防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ◇その他必要と認める事項

- イ 放射線及び放射性物質の特性を考慮し、その他の職員及び住民に対し平常時より防災対

策に関する事項について周知又は広報を行う。広報内容は、防災関係職員に準ずる。

## 第4 道路災害予防計画

市担当部課	<u>市長公室</u> 危機管理室、建設部管理課、道路課、維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

### 1 道路の安全確保

#### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

- ア 道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておく。また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。
- イ 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するため、道路管理者相互及び警察との連絡・連携体制を整備する。

#### (2) 道路施設等の整備

- ア 道路管理者は、路面冠水、斜面及び擁壁の崩壊並びに落石、路肩欠崩など、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。
- また、災害発生のおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報を徹底する。
- イ 道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

#### ■道路事故災害の予防対策

- ◇道路施設等の点検を通じ現状の把握
- ◇道路における災害予防のための、必要な施設の整備
- ◇道路施設等の安全確保のための、必要な体制等の整備
- ◇バイパスの整備や多車線化などによる安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備
- ◇重要な所管施設の構造図等の資料の災害発生時を想定した活用体制の整備

- ウ 道路管理者（建設部）は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

### 2 情報の収集連絡

市（建設部、市長公室）は、国、県、関係市町、警察等関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

→その他、第2節「災害情報体制の整備」参照

### 3 災害応急体制の整備

市（建設部、市長公室）は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

なお、職員への非常参集体制の整備に際しては、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定する。

#### **4 被災者等への的確な情報伝達活動への備え**

市（総合政策部、市長公室）は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、ラジオ・テレビ等報道機関、熊谷ケーブルテレビ㈱との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

## 第 15 節 業務継続計画

<u>市担当部課</u>	<u>市長公室危機管理室、所管各部</u>
<u>関係機関</u>	

### 1 市の業務継続計画

災害時に市の各部課の機能が最短の時間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市の業務継続計画（B C P）を作成し、迅速な復旧体制を構築していく。

### 2 事業者の業務継続計画

市は、企業等における自主的な防災対策を促進するため、業務継続計画（B C P）策定に関する啓発を行う。

## 第16節 女性の参画の推進

<u>市担当部課</u>	<u>市民部男女共同参画室、所管各部</u>
<u>関係機関</u>	

女性のニーズを反映した災害対策の確立や女性リーダーの育成、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

防災や災害復興の諸事業において、政策・方針決定過程への参画を含めた女性の参画を推進し、防災活動の活発化を図るとともに、男女がともに支えあう地域づくりに努める。





